

H21監監第367号
平成21年6月23日

仙台市民オンブズマン
代表 十 河 弘 様

仙台市監査委員 佐 藤 勝 博
同 須 藤 裕 州

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成21年4月30日付けで受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果について次のとおり通知します。

記

第1 請求のあった日

平成21年4月30日

第2 請求人

仙台市青葉区中央4丁目3-28 朝市ビル3階
仙台市民オンブズマン

第3 請求の要旨

1 請求の趣旨

平成20年度に仙台市が国土交通省が所管する国の直轄事業費の負担金として納付した負担金のうち金2600万円について、国に対し、支払いを請求するなど適切な措置をとることを求める。

2 請求の理由

- (1) 平成20年度に国土交通省が所管する国の直轄事業費の負担金として仙台市が支払った負担金のうち2600万円は、国土交通省の出先機関である仙台河川国道事務所の移転に伴う用地取得費に当てられていたことが平成21年3月31日、4月2日の河北新報の報道によって明らかとなっている。
- (2) 地方財政法12条は、地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は地方公共団体に対し経費を負担させるような措置をしてはならないと定めており、同

条2項は、そのような経費として「国の機関の設置，維持及び運営に要する経費」を掲げているから，原則として国が地方公共団体にこのような経費を負担させることは許されないのである。

- (3) 国道の「新設又は改築」「維持，修繕その他の管理」に要する費用については道路法50条で，一級河川の「大規模改良工事」「その他の改良工事」「維持及び修繕」その他の「管理」に要する費用については河川法60条で，国はそれぞれ都道府県や指定市から一定の割合による負担金を分担させることになっているが，出先機関である仙台河川国道事務所の設置に必要な敷地取得費や建物建設費まで負担させることは法令で許されていない。

国土交通省は「管理」に要する費用であるとするようであるが，道路法13条や50条2項では，国道の「管理」のための費用は国道の指定区間によって分担することになっているから，管理費用とは国道という施設の管理に要する直接経費であることは明白である。国の庁舎の建設などの間接的な経費までも管理の費用であるという主張は牽強附会の主張である。

- (4) 従って，国が仙台市に金2600万円を負担させたことは，地方財政法違反であるから，国は仙台市の損失により不当な利得を得ていることになる。

よって，仙台市長は国に対し，不当利得返還請求をすべきものであるが，それを怠っている。

又，4月1日の毎日新聞の報道では，国土交通省は具体的な用途を自治体には明示せずに直轄事業負担金として請求していたとのことであり，支出した地方公共団体を欺いて負担金を請求した不法行為であると評価することもできるから，損害賠償金としての請求も可能だが，その請求も怠っている。

- (5) よって，仙台市長に対し，国に対して2600万円の支払を請求するなどの適切な措置をとるよう求めるものである。

[請求の要旨に添付された事実を証する書面]

1. 3月31日河北新報朝刊記事
2. 4月2日河北新報朝刊記事
3. 4月1日毎日新聞朝刊記事

(注) 事実を証する書面の内容については，この監査結果への記載を省略した。

第4 請求の受理

本件監査請求は，平成21年4月30日付けでこれを受理した。

第5 監査の実施

本件監査請求について，地方自治法第242条第4項の規定により，次のとおり監査を実施した。なお，本件監査請求の受理については監査委員4名の合議で決定したが，平成21年6月9日付けで木村勝好監査委員及び菊地昭一監査委員が辞任したため，その後については佐藤勝博監査委員及び須藤裕州監査委員の2名により監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述については、請求人から陳述を必要としない旨の申出があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査の対象部局

建設局，都市整備局

3 事情を聴取した職員

建設局長，同局理事，同局次長，同局参事兼総務課長，同局道路計画課長
都市整備局長，同局参事兼総務課長

4 関係人調査

直轄事業負担金の請求者である国土交通省東北地方整備局（以下「地方整備局」という。）に対して、仙台河川国道事務所移転の用地取得費に係る負担金の金額，算定方法等について地方自治法第199条第8項に基づき，平成21年6月1日付けで文書による調査を実施したところ，同年6月12日に回答があった。

また，回答内容について詳細を確認するため，同日，地方整備局の担当者から事情聴取を行った。

5 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し，平成20年度に仙台市が国に対して支払った国直轄事業負担金のうち，仙台河川国道事務所の移転に伴う用地取得費に当てられていたとされる2600万円が，地方財政法第12条に違反した違法又は不当な公金の支出となるかどうかを監査対象事項とした。

第6 監査結果

本件監査請求については，合議により次のとおり決定した。

本件監査請求は，請求に理由がないものと認め，これを棄却する。

1 監査対象事項に係る主な事実の経過等

(1) 仙台市における国土交通省が所管する直轄事業負担金は，市域内の国道4号，6号，45号及び48号に係る道路関係事業に要する経費に対して支出している。

(2) 地方負担を義務付けた根拠法令は事業内容により異なり，国道の新設又は改良，維持・修繕等については道路法（昭和27年法律第180号）第50条（政令指定都市に対する負担にあっては道路法施行令（昭和27年政令第479号）第1条の6に読替規定がある。），共同溝の整備・維持管理等については共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第22条，除雪，防雪又は凍結防止等については積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第5条の2，電線共同溝の整備・維持管理については電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第22条，交通安全施設の整備については交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭

和41年法律第45号)第6条(以下、これらを総称して「道路法第50条等」という。)にそれぞれ定められている。

- (3) 仙台市の平成20年度の直轄事業負担金の金額については、平成20年5月に地方整備局から送付された当初予算実施計画により決定した。その後、二度の補正予算に伴い、同年10月と平成21年1月に通知があり、それにより仙台市の負担金の追加、変更がなされた。
- (4) 平成20年度における負担金の支出の手続きについては、国から平成20年8月、同年11月、平成21年2月及び同年3月の計4回納入告知があり、仙台市は平成20年9月に1,114,279,980円、同年12月に493,002,264円、平成21年3月に1,211,231,537円及び26,938,334円をそれぞれ支出している。
- (5) 国から仙台市に送付された納入告知書には負担金の算定根拠となる内訳書が同封されているが、仙台河川国道事務所の移転に伴う用地取得費については記載されていなかった。

2 関係人調査の結果

地方整備局に対して平成20年度における国直轄事業に対する仙台市の負担金のうち、仙台河川国道事務所の移転に伴う用地取得費に係る負担相当分(以下「本件事務所用地費負担分」という。)に関し、書面による調査及び担当者からの事情聴取を実施したところ、次のような回答があった。

- (1) 仙台河川国道事務所における実施事業は、宮城県内における河川事業と道路事業であり、河川事業の負担区分は全て宮城県負担であり、仙台市への負担はない。
- (2) 本件事務所用地費負担分は、26,323,362円である。
- (3) 仙台河川国道事務所の移転用地は、仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理事業施行区域内12街区のうち4,093.06㎡である。
- (4) (3)のうち本件事務所用地費負担分算定の元となる用地取得費は、平成20年度に取得した2,340㎡、538,200,000円である。
- (5) 本件事務所用地費負担分の金額は、(4)の用地取得費(538,200,000円)から仙台河川国道事務所における河川事業と道路事業の事業費、職員数等に応じ道路事業歳出相当分を算出し、その相当額に対して平成20年度に実施した各種道路事業における工事費等の直接費から按分した仙台市の負担割合を乗じて算出したものである。
- (6) 本件事務所用地費負担分を仙台市に求める根拠等に関する地方整備局の見解は、「関係法令に基づき費用の負担をお願いしていることから、「法律又は政令で定めるものを除く」としている地方財政法第12条の規定に基づくもの」と解しており、また、仙台河川国道事務所庁舎は「道路の事業実施に必要な現場事務所であり、専ら直轄事業の実施を担当していることから、道路法第50条第1項、第2項等に規定する「管理に要する費用」に該当するもの」として負担を求めている、というものである。
- (7) その他、仙台河川国道事務所の体制等について、回答を得た。

3 理由

- (1) 請求人は、本件事務所用地費負担分の支出が、「国の機関の設置、維持及び運営に要する経費」を地方公共団体に負担させることを原則禁じている地方財政法第12条に違反している旨を主張しているので、この点について検討する。
- (2) 地方財政法第12条は、地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費を負担させることを原則として禁止し、そのような経費の例示として「国の機関の設置、維持及び運営に要する経費」を掲げているが、同時に、別に法律又は政令において定めがある場合には、同条の適用が除外されることも規定している。これは、地方公共団体が処理する権限を有しない事務であっても当該事務の遂行の結果が当該地方公共団体の住民の利益を増進するものについては、地方公共団体に負担させることもやむを得ないと考えられる場合もあるからである。
- (3) 道路法第50条第1項では地方公共団体が負担する費用としては「国道の新設又は改築に要する費用」としか規定されておらず、負担金を求めるその他の法令も同様であり、直接的な工事費はさておき、間接経費としてどこまでを直轄事業負担金の対象経費とするかについて明確な規定はないと言わざるを得ない。
- (4) しかしながら、事業の実施に当たっては直接的な工事費の他に一定程度の間接的な経費を要することは言うまでもないことであり、しかも地方公共団体に対して国が支出する国庫補助金に関しては地方公共団体の人件費その他の間接経費を補助対象としていることを考慮すると、地方公共団体から国へ支出する負担金においてもその対象経費に一定の間接経費を含めることについては合理性を認めることができる。

また、間接経費の中に庁舎の維持管理費用を含めることについては特段これを排除する定めもないことから、道路法第50条等の規定を地方財政法第12条第1項に定める「法律又は政令で定めるもの」と見なすことができる。
- (5) そこで、仙台河川国道事務所移転に伴う用地取得の費用について検討してみると、当該事務所は地方財政法第12条第2項に規定する国の機関に当たるものではあるが、当該事務所の所掌事務が、専ら宮城県内における河川・国道の建設及び維持管理に限られており、さらに地方整備局の回答から、本件事務所用地費負担分は当該事務所が実施する事務・事業のうち国道に関連し仙台市に直接受益が生じる範囲だけを算定対象として合理的に算出されていることが確認できることから、間接経費の対象範囲を明確に定めたものが存しないながらも受益者負担の原則に照らし、本件事務所用地費負担分を道路法第50条等に規定する事務・事業に要する費用に該当しないと断ずることはできないものである。

以上のとおり、本件直轄事業負担金における本件事務所用地費負担分の支出は、地方財政法第12条の規定に違反する違法・不当なものとはいえないものと認められ

る。

よって、本件監査請求には理由がないものと認め、これを棄却するのが相当と判断する。

第7 意見

監査結果は以上のとおりであるが、本件に関連して、次のとおり意見を付するものとする。

国の直轄事業に対する地方公共団体負担金については、昨今、そのあり方について全国知事会や指定都市市長会等において大いに議論がなされているところである。

そもそも公金の支出に当たっては、その負担する対象、金額等について必要性・妥当性を十分に吟味し、確認することが求められる。今後、当該負担金の支出の際には詳細な内訳、積算の根拠等を国に対して求め、国と十分な協議を行い、その合理性を確認した上で執行すべきものである。

また、直轄事業負担金の対象とする間接経費は、明文の定めがないことに加え、国庫補助金と比較して対象範囲を広く捉えられている現状を踏まえ、国と地方間のさらなる議論を深め、間接経費の対象範囲、負担割合についても法令等による基準の明確化を国に対して求めていく必要がある。